

滋賀県収入証紙条例を廃止する条例案について

1 廃止の理由

手数料の納付に係る県民の利便性の向上等を図るため、令和8年3月31日をもって収入証紙制度を廃止することから、滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）を廃止しようとするものです。

2 施行期日等

- 令和8年4月1日とします（令和8年3月31日で収入証紙の販売および利用を終了）。
- 令和13年3月31日までは、収入証紙の払戻し（現金の還付）を行います。
- 売りさばき人は、保有する収入証紙を遅滞なく県に返還しなければならないこととします。

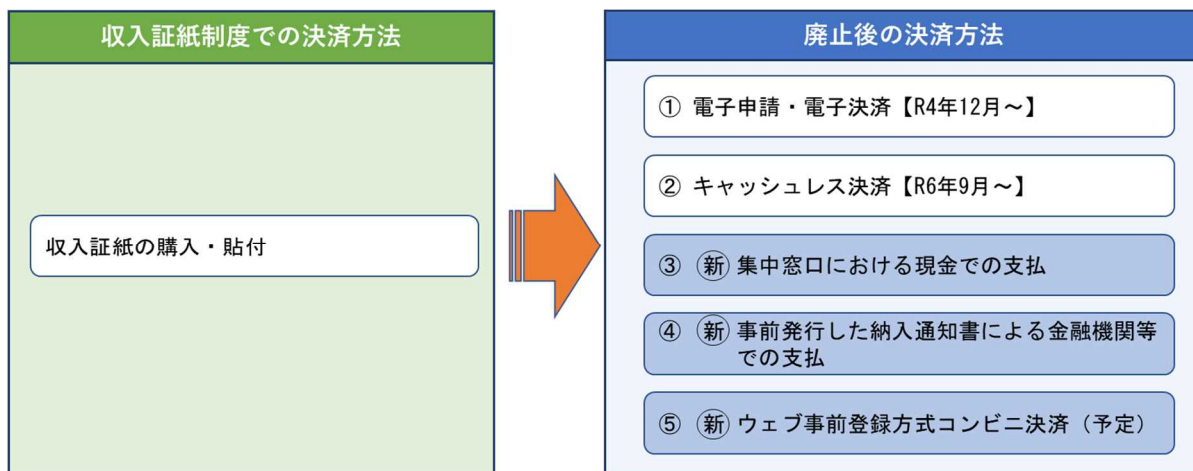
3 参考

(1) 収入証紙の概要

収入証紙の種類	使用開始	販売実績(R5)	対象となる手数料
滋賀県収入証紙	昭和37年度 (1962年度)	526,062千円	県立高校入学考査手数料、旅券法に基づく事務手数料等120の手数料
滋賀県警察関係事務手数料収入証紙	昭和37年度 (1962年度)	1,486,719千円	道路交通法に基づく警察関係事務手数料等15の手数料
滋賀県計量法関係等手数料収入証紙	昭和35年度 (1960年度)	6,165千円	計量法に基づく事務手数料、計量検定所各種証明手数料

(2) 廃止後における主な決済方法

- 電子申請・電子決済や窓口でのキャッシュレス決済など多様な決済方法を提供します。
- コンビニエンスストアでの新たな決済方法を導入します（予定）。
- キャッシュレスを利用しない県民等のため、現金の収納も可能とします。



滋賀県収入証紙条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

手数料の納付に係る県民の利便性の向上等を図るため、令和８年３月31日をもって収入証紙制度を廃止することから、滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県収入証紙条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、令和８年４月１日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

議第 号

滋賀県収入証紙条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県収入証紙条例を廃止する条例

滋賀県収入証紙条例（昭和 39 年滋賀県条例第 15 号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に県またはこの条例による廃止前の滋賀県収入証紙条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する売りさばき人（旧条例付則第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する売りさばき人とみなされる者を含む。以下「売りさばき人」という。）が売りさばいた収入証紙（消印されたものまたは著しく汚染し、もしくは毀損したものを除く。以下同じ。）を保有する者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 13 年 3 月 31 日までの間に限り、規則で定めるところにより、これを県に返還して現金の還付を受けることができる。
- 3 この条例の施行の際現に売りさばき人である者は、規則で定めるところにより、売りさばき人として保有する収入証紙を施行日以後遅滞なく県に返還しなければならない。この場合における現金の還付については、規則で定める。